

合同会社 NWE-09 インベストメント「(仮称) いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業（改定版）環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和 2 年 7 月 2 9 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業（改定版）環境影響評価方法書について、合同会社 NEW-09 インベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：いちき串木野市及び薩摩川内市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 72,000 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 9月25日
環境大臣意見受理	令和 元年12月 2日
経済産業大臣意見発出	令和 元年12月 9日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 2月 4日
住民意見の概要等受理	令和 2年 4月 8日
鹿児島県知事意見受理	令和 2年 7月 7日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 7月29日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話 03-3501-1742（直通）

合同会社 NWE-09 インベストメント「(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 風力発電設備及び付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)に係る具体的な事業計画が、明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電設備等が稼働中又は環境影響評価の手續中であり、累積的な環境影響が懸念される。
既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報も活用し、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、サシバやノレンコウモリ等の重要な動物の生息地となっている可能性があり、アカハラダカ等の渡り鳥の飛来も想定されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行い、動物への影響を回避又は低減すること。

(鹿児島県知事からの意見書の写しを添付)